

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
冬季アマチュア無線局違反運用対策に係るコンビニエンスストアのデジタルサイネージを使用した広告の請負	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 高田 義久 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年12月19日	株式会社セイコーマート 札幌市中央区南9条西5丁目	6430001075018	道内で一番店舗数が多く、また道内総人口の99.8%をカバーしていることから、最も効果的な周知啓発を可能とするため、当請負を実施できる唯一の当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	5,940,000	-					
ニセコ地域における外国規格の無線機使用禁止に係るスキー場コドラ広告の業務請負	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 高田 義久 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年10月2日	株式会社ヤマト 虻田郡ニセコ町字有島106番地1	7430001051926	公募により参加者を募った結果、当該者のみが参加の意思表示があったため当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	2,783,000	-					
令和6年度北海道総合通信局職員の健康診断の実施委託	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 高田 義久 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年7月9日	公益財団法人北海道結核予防会 札幌市北区北8条西3-28	5430005010723	公募により参加者を募った結果、公益財団法人北海道結核予防会のみが参加の意思表示があったため当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	2,521,640	-		公財	都道府県所管		単価契約
「HOKKAIDO VIDEO JAM ~高校生スマホ動画コンテスト~」に関するイベント運営の請負	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 廣重 憲嗣 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年6月5日	株式会社トリプルワン 札幌市中央区南1条西8丁目13-2	4430001074673	イベントの趣旨を鑑みて仕様に定めた会場で実施する必要があり、仕様を満たす唯一の会場を運営する当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,815,550						
土地建物賃貸借 1式	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 廣重 憲嗣 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年4月1日	電波監視設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表。		電波監視設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,953,600						
土地建物賃貸借 1式	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 廣重 憲嗣 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年4月1日	電波監視設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表。		電波監視設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	883,074	-					
土地建物賃貸借 1式	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 廣重 憲嗣 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年4月1日	電波監視設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表。		電波監視設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	845,900	-					
土地建物賃貸借 1式	支出負担行為担当 北海道総合通信局長 廣重 憲嗣 北海道札幌市北区北8条西2-1-1	令和6年4月1日	電波監視設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表。		電波監視設備を機能させるに唯一最適な場所であるため、当該者と随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	同種の他の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。	1,953,600						